

滋賀大学学術情報リポジトリ運用指針

平成20年7月3日

滋賀大学学術情報リポジトリ構築委員会

(目的)

第1 この指針は、滋賀大学（以下「本学」という。）において運用する滋賀大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された電子的形態の学術研究成果等を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は、附属図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(登録者)

第4 リポジトリに学術研究成果等を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) その他登録しようとする学術研究成果等の作成に関与した者で、部局長が特に認めた者

(登録対象)

第5 リポジトリに登録する学術研究成果等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること
 - イ 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表論文等）
 - ロ 博士学位論文
 - ハ 科学研究費補助金研究成果報告書（最終報告書）
 - ニ 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料、歴史的史料等）
 - ホ その他（調査報告書、ワーキングペーパー、図書、その他公開可能な教育・研究成果等）
- (2) 登録者が作成もしくは作成に関わったもの
- (3) 本学においてその主要な部分が作成されたもの
- (4) 電子的フォーマットで作成されていること
- (5) 法令上・社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (6) ネットワークを通じて配信できること

(登録)

第6 リポジトリに学術研究成果等物を登録することを希望する者は、所定の手続きに従い、登録を行うものとする。

(登録された学術研究成果等の利用)

第7 図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された学術研究成果等を利用する。

- (1) 当該学術研究成果等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

第8 図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果等の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術研究成果等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術研究成果等の著作権と利用許諾)

第9 共著者等の登録者以外の著作者がある学術研究成果等を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

第10 学術研究成果等がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(学術研究成果等の削除)

第11 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が削除を決定した場合
- (3) その他図書館長が特に認めた場合

(登録者の責任)

第12 リポジトリに登録された学術研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(その他)

第13 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者と附属図書館が別途協議することとする。

附則

この指針は、平成20年7月3日から施行する。